

令和6年度
第3回

延岡市地域公共交通活性化協議会

資料



協議事項1 延岡市地域公共交通活性化協議会規約の改正について

延岡市地域公共交通会議に3名の委員を追加すること、書面会議が可能な場合の要件を追加することに伴い、規約を一部改正します。

■ 概要等

延岡市地域公共交通活性化協議会規約について、「別紙1」のとおり改正します。
なお、主な改正のポイントは以下のとおりです。

=====

○ 委員の追加（第6条第1項）

福祉の専門性の観点を盛り込むため、新たに以下の委員追加を提案します。

- ① 延岡市健康福祉部長
- ② 介護支援専門員（ケアマネジャー）
- ③ 移動制約者の代弁者

○ 書面会議開催の要件追加（第8条第1項）

前回の会議で、書面会議を開催できる場合として「感染症等の拡大により対面による会議の開催が困難な場合」を追加することとなったことを踏まえ、新たに追加するものです。

=====

新旧対照表

○延岡市地域公共交通活性化協議会規約

新	旧
(目的) 第 1 条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、地域公共交通計画の作成に関する協議及び実施に係る連絡調整を行うとともに、地域における住民生活に必要な公共交通の確保その他旅客利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスを實現するため、延岡市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。 (事務所) 第 2 条 協議会は、事務所を宮崎県延岡市東本小路 2 番地 1 に置く。 (事業) 第 3 条 協議会は、第 1 条の目的を達成するため、次の業務を行う。 (1) 地域公共交通計画の策定及び変更の協議に関すること。 (2) 地域公共交通計画の実施に係る連絡調整に関すること。 (3) 地域公共交通計画に位置づけられた事業の実施に関すること。 (4) 前 3 号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと。 (組織) 第 4 条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。 (会長及び副会長) 第 5 条 会長及び副会長は、次条第 1 項の規定に基づき、委員となるべき者の中から、これを選任する。 2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。 3 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるときは会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。 (協議会の委員) 第 6 条 協議会の委員は次に掲げる者とする。	(目的) 第 1 条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、地域公共交通計画の作成に関する協議及び実施に係る連絡調整を行うとともに、地域における住民生活に必要な公共交通の確保その他旅客利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスを實現するため、延岡市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。 (事務所) 第 2 条 協議会は、事務所を宮崎県延岡市東本小路 2 番地 1 に置く。 (事業) 第 3 条 協議会は、第 1 条の目的を達成するため、次の業務を行う。 (1) 地域公共交通計画の策定及び変更の協議に関すること。 (2) 地域公共交通計画の実施に係る連絡調整に関すること。 (3) 地域公共交通計画に位置づけられた事業の実施に関すること。 (4) 前 3 号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと。 (組織) 第 4 条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。 (会長及び副会長) 第 5 条 会長及び副会長は、次条第 1 項の規定に基づき、委員となるべき者の中から、これを選任する。 2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。 3 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるときは会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。 (協議会の委員) 第 6 条 協議会の委員は次に掲げる者とする。

(1) 延岡市長又はその指名する者 (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者 (3) 一般貸切（乗用）旅客自動車運送事業者 (4) 一般社団法人宮崎県バス協会 (5) 一般社団法人宮崎県タクシー協会 (6) 住民又は利用者の代表 (7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体 (8) 道路管理者、延岡警察署、学識経験者その他の協議会が必要と認める者 2 協議会は、前項の規定に係わらず、委員の協議によって委員を追加できるものとする。	(1) 延岡市長又はその指名する者 (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者 (3) 一般貸切（乗用）旅客自動車運送事業者 (4) 一般社団法人宮崎県バス協会 (5) 一般社団法人宮崎県タクシー協会 (6) 住民又は利用者の代表 (7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体 (8) 道路管理者、延岡警察署、学識経験者その他の協議会が必要と認める者 2 協議会は、前項の規定に係わらず、委員の協議によって委員を追加できるものとする。
(会議) 第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が召集し、会長が議長となる。 2 会議の議決の方法は、会議出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。 3 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。 4 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、意見等を求めることができる。 5 前4項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。	(書面会議) 第8条 会長は、緊急を要する場合又は軽微な事項で会議を招集する必要があると認めるものについては、書面により報告し、又は可否を求めることにより、会議の開催又は議決に代えることができる。 2 前条第2項の規定は、前項の議決について準用する。この場合において、同項中「会議出席委員」とあるのは「書面により回答した委員」と読み替えるものとする。 3 会長は、前項の議決結果について、委員に書面で報告するものとする。
(協議結果の尊重義務) 第9条 協議会で協議が調った事項については、協議会の構成員はその協議結果	(協議結果の尊重義務) 第9条 協議会で協議が調った事項については、協議会の構成員はその協議結果

を尊重しなければならない。	を尊重しなければならない。
(事務局) 第10条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。 2 事務局は、延岡市地域・離島・交通政策課に置く。 3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。	(事務局) 第10条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。 2 事務局は、延岡市地域・離島・交通政策課に置く。 3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。
(経費の負担) 第11条 協議会の運営に要する経費は、補助金及びその他の収入をもって充てる。	(経費の負担) 第11条 協議会の運営に要する経費は、補助金及びその他の収入をもって充てる。
(監査) 第12条 協議会に会長が指名する監査委員を2名置く。 2 協議会の出納監査は、会長が指名する監査委員によって行う。 3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。	(監査) 第12条 協議会に会長が指名する監査委員を2名置く。 2 協議会の出納監査は、会長が指名する監査委員によって行う。 3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。
(財務に関する事項) 第13条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。	(財務に関する事項) 第13条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。
(協議会が解散した場合の措置) 第14条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。	(協議会が解散した場合の措置) 第14条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。
(委任) 第15条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。	(委任) 第15条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。
附 則 この規約は、平成21年2月24日から施行する。 附 則 この規約は、平成23年8月24日から施行する。 附 則 この規約は、平成30年6月28日から施行する。 附 則	附 則 この規約は、平成21年2月24日から施行する。 附 則 この規約は、平成23年8月24日から施行する。 附 則 この規約は、平成30年6月28日から施行する。 附 則

この規約は、平成31年4月1日から施行する。 附 則	この規約は、平成31年4月1日から施行する。 附 則
この規約は、令和2年4月1日から施行する。 附 則	この規約は、令和2年4月1日から施行する。 附 則
この規約は、令和4年4月1日から施行する。 附 則	この規約は、令和4年4月1日から施行する。 附 則
この規約は、令和5年4月1日から施行する。 附 則	この規約は、令和5年4月1日から施行する。 附 則
この規約は、令和6年4月1日から施行する。 附 則	この規約は、令和6年4月1日から施行する。 附 則
この規約は、令和6年 月 日から施行する。	

令和6年度延岡市地域公共交通活性化協議会委員名簿（新）

規約第6条の構成区分	役職名等	氏 名	備考
	延岡市企画部長 <u>延岡市健康福祉部部長</u>	吉岡 修 <u>児玉 欣也</u>	会長
	延岡市企画部地域・離島・交通政策課長	姫田 明範	副会長
(1)延岡市長又はその指名する者	延岡市健康福祉部健康長寿課長	池田 修	
	延岡市商工観光文化部観光戦略課長	松井 宏紀	
	延岡市北方総合支所地域振興課長	斧 伸春	
	延岡市北浦総合支所次長兼地域振興課長	黒木 幹生	
	延岡市北川総合支所地域振興課長	戸高 智穂	
	宮崎交通株式会社代表取締役社長	高橋 光治	
	一般社団法人宮崎県タクシー協会	稲垣 浩孝	監事
	株式会社あさひ観光バス代表取締役	斉藤 隆	
	一般社団法人宮崎県バス協会	上平 賢一	
	一般社団法人宮崎県タクシー協会	吉本 悟朗	
(2)一般乗合旅客自動車運送事業者	延岡市健康福祉部健康長寿課長	森口 正輝	
	<u>延岡市しようがい者大輪の会理事</u>	<u>甲斐 直義</u>	
	延岡市さんさんクラブ連合会長	宮本 良治	
	延岡市PTA連絡協議会副会長	高須 陽子	
	のべおか男女共同参画会議21会長	土井 裕子	副会長
	北方地域活性化協議会会長	甲斐 幹弘	
	北浦地域活性化協議会会長	猪股 信彦	監事
	北川地域活性化協議会会長	井本 厚徳	
	九州医療科学大学学生部長	三宮 基裕	
	国土交通省九州運輸局宮崎運輸支局長	天野 重信	
(7)宮崎運輸支局長又はその指名する者	宮崎交通株式会社労働組合延岡支部長	黒田 淳一	
	国土交通省延岡河川国道事務所長	島川 浩一	
	宮崎県延岡土木事務所長	山下 明男	
	延岡市都市計画部土木課長	松下 典生	
	延岡市延岡警察署交通課長	榊山 敬信	
	国立大学法人大分大学経済学部門教授	大井 尚司	
	九州旅客鉄道株式会社延岡駅駅長	菊池 建次	
	日豊汽船株式会社代表取締役	岸上 照夫	
	<u>延岡市介護支援専門員連絡会</u>	<u>〇〇 〇〇</u>	
	宮崎県総合政策部総合交通課長	河村 直哉	

令和6年度延岡市地域公共交通活性化協議会委員名簿（旧）

規約第6条の構成区分	役職名等	氏 名	備考
	延岡市企画部長	吉岡 修	会長
	延岡市企画部地域・離島・交通政策課長	姫田 明範	副会長
(1)延岡市長又はその指名する者	延岡市健康福祉部健康長寿課長	池田 修	
	延岡市商工観光文化部観光戦略課長	松井 宏紀	
	延岡市北方総合支所地域振興課長	斧 伸春	
	延岡市北浦総合支所次長兼地域振興課長	黒木 幹生	
	延岡市北川総合支所地域振興課長	戸高 智穂	
	宮崎交通株式会社代表取締役社長	高橋 光治	
	一般社団法人宮崎県タクシー協会	稲垣 浩孝	監事
	株式会社あさひ観光バス代表取締役	斉藤 隆	
	一般社団法人宮崎県バス協会	上平 賢一	
	一般社団法人宮崎県タクシー協会	吉本 悟朗	
(2)一般乗合旅客自動車運送事業者	延岡市健康福祉部健康長寿課長	森口 正輝	
	延岡市さんさんクラブ連合会長	宮本 良治	
	延岡市PTA連絡協議会副会長	高須 陽子	
	のべおか男女共同参画会議21会長	土井 裕子	副会長
	北方地域活性化協議会会長	上田 美利	
	北浦地域活性化協議会会長	猪股 信彦	監事
	北川地域活性化協議会会長	井本 厚徳	
	九州医療科学大学学生部長	三宮 基裕	
	国土交通省九州運輸局宮崎運輸支局長	天野 重信	
	宮崎交通株式会社労働組合延岡支部長	黒田 淳一	
(7)宮崎運輸支局長又はその指名する者	国土交通省延岡河川国道事務所長	島川 浩一	
	宮崎県延岡土木事務所長	山下 明男	
	延岡市都市計画部土木課長	松下 典生	
	宮崎県延岡警察署交通課長	榊山 敬信	
	国立大学法人大分大学経済学部門教授	大井 尚司	
	九州旅客鉄道株式会社延岡駅駅長	菊池 建次	
	日豊汽船株式会社代表取締役	岸上 照夫	
	宮崎県総合政策部総合交通課長	河村 直哉	

(目的)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画の作成に関する協議及び実施に係る連絡調整を行うとともに、地域における住民生活に必要な公共交通の確保その他旅客利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスを実現するため、延岡市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事務所)

第2条 協議会は、事務所を宮崎県延岡市東本小路2番地1に置く。

(事業)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 地域公共交通計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (2) 地域公共交通計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 地域公共交通計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第4条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第5条 会長及び副会長は、次条第1項の規定に基づき、委員となるべき者の中から、これを選任する。

- 2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(協議会の委員)

第6条 協議会の委員は次に掲げる者とする。

- (1) 延岡市長又はその指名する者
 - (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者
 - (3) 一般貸切（乗用）旅客自動車運送事業者
 - (4) 一般社団法人宮崎県バス協会
 - (5) 一般社団法人宮崎県タクシー協会
 - (6) 住民又は利用者の代表
 - (7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
 - (8) 道路管理者、延岡警察署、学識経験者その他の協議会が必要と認める者
- 2 協議会は、前項の規定に係わらず、委員の協議によって委員を追加できるものとする。

(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が召集し、会長が議長となる。

- 2 会議の議決の方法は、会議出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

- 4 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、意見等を求めることができる。
- 5 前4項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(書面会議)

- 第8条 会長は、緊急を要する場合、感染症等の拡大により対面による会議の開催が困難な場合又は軽微な事項で会議を招集する必要がないと認めるものについては、書面により報告し、又は可否を求めることにより、会議の開催又は議決に代えることができる。
- 2 前条第2項の規定は、前項の議決について準用する。この場合において、同項中「会議出席委員」とあるのは「書面により回答した委員」と読み替えるものとする。
 - 3 会長は、前項の議決結果について、委員に書面で報告するものとする。

(協議結果の尊重義務)

- 第9条 協議会で協議が調った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(事務局)

- 第10条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。
- 2 事務局は、延岡市地域・離島・交通政策課に置く。
 - 3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
 - 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

- 第11条 協議会の運営に要する経費は、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(監査)

- 第12条 協議会に会長が指名する監査委員を2名置く。
- 2 協議会の出納監査は、会長が指名する監査委員によって行う。
 - 3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

- 第13条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

- 第14条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

- 第15条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成21年2月24日から施行する。

附 則

この規約は、平成23年8月24日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年6月28日から施行する。

附 則

この規約は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和6年 月 日から施行する。

令和6年度延岡市地域公共交通活性化協議会委員名簿

規約第6条の構成区分	役職名等	氏 名	備考
(1) 延岡市長又はその指名する者	延岡市企画部長	吉岡 修	会長
	<u>延岡市健康福祉部長</u>	<u>児玉 欣也</u>	
	延岡市企画部地域・離島・交通政策課長	姫田 明範	副会長
	延岡市健康福祉部健康長寿課長	池田 修	
	延岡市商工観光文化部観光戦略課長	松井 宏紀	
	延岡市北方総合支所地域振興課長	斧 伸春	
	延岡市北浦総合支所次長兼地域振興課長	黒木 幹生	
	延岡市北川総合支所地域振興課長	戸高 智穂	
(2) 一般乗合旅客自動車運送事業者	宮崎交通株式会社代表取締役社長	高橋 光治	
(3) 一般貸切（乗用）旅客自動車運送事業者	一般社団法人宮崎県タクシー協会延岡支部長	稲垣 浩孝	監事
	株式会社あさひ観光バス代表取締役	斉藤 隆	
(4) 一般社団法人宮崎県バス協会	一般社団法人宮崎県バス協会専務理事	上平 賢一	
(5) 一般社団法人宮崎県タクシー協会	一般社団法人宮崎県タクシー協会会長	吉本 悟朗	
(6) 住民又は利用者の代表	延岡市区長連絡協議会会長	森口 正輝	
	<u>延岡市しょうがい者大輪の会理事長</u>	<u>甲斐 直義</u>	
	延岡市さんさんクラブ連合会会長	宮本 良治	
	延岡市PTA連絡協議会副会長	高須 陽子	
	のべおか男女共同参画会議 21 会長	土井 裕子	副会長
	北方地域活性化協議会会長	<u>甲斐 幹弘</u>	
	北浦地域活性化協議会会長	猪股 信彦	監事
	北川地域活性化協議会会長	井本 厚徳	
	九州医療科学大学学生部長	三宮 基裕	
(7) 宮崎運輸支局長又はその指名する者	国土交通省九州運輸局宮崎運輸支局長	天野 重信	
(8) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体	宮崎交通株式会社労働組合延岡支部長	黒田 淳一	
(9) 道路管理者	国土交通省延岡河川国道事務所長	島川 浩一	
	宮崎県延岡土木事務所長	山下 明男	
	延岡市都市計画部土木課長	松下 典生	
(10) 延岡警察署	宮崎県延岡警察署交通課長	櫛山 敬信	
(11) 学識経験者	国立大学法人大分大学経済学部門教授	大井 尚司	
(12) 関係団体等	九州旅客鉄道株式会社延岡駅駅長	菊池 建次	
	日豊汽船株式会社代表取締役	岸上 照夫	
	<u>延岡市介護支援専門員連絡会</u>	<u>〇〇 〇〇</u>	
(13) 宮崎県	宮崎県総合政策部総合交通課長	河村 直哉	

協議会で承認を得られた後、連絡会に対して委員の推薦を依頼します。

協議事項2 予算の補正について

前回の書面会議で承認いただいた「延岡市地域公共交通利便増進実施計画」の策定に当たり、国の「令和6年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域公共交通利便増進事業）」の交付申請を行っていましたが、国から当該補助金の交付決定通知がありました。このことに伴い、予算を補正することとします。

1 補助金交付決定通知の内容

九州運輸局長より、当協議会会長宛に以下のとおり通知がありましたので、報告します。

=====

1. 補助対象事業

地域公共交通利便増進事業（利便増進計画策定事業）

2. 補助対象経費及び補助金額

補助対象経費 : 4,617,800 円

補助金額 : 2,308,900 円

3. その他

- (1) 上記の補助金が当協議会の口座に入金されるのは、事業終了後（令和7年3月31日以降）となります。入金が確認され次第、計画策定業務を受任している延岡市に対して当該金額を支払うこととなります。
- (2) 今後、事業内容の変更が生じた場合は、事務局にて対応し、その結果を協議会へ報告します。

=====

2 予算の補正

■当初は本協議会としての事業実施予定なしとして、令和5年度からの繰越金以外計上していませんでした。

■今回、新たに利便増進計画を策定することになり、国から補助金の交付を受けることになったことから、予算を補正することとします。

	歳入	歳出
補正前	63 円	0 円
補正額	2,308,900 円	2,308,900 円
補正後	2,308,963 円	2,308,900 円

※歳入の科目は補助金、歳出の科目は事業費

《延岡市地域公共交通活性化協議会財務規程 抜粋》

（予算の補正）

第3条 会長は、会計年度の途中において、予算に補正の必要が生じたときは、これを調製し、速やかに協議会に諮るものとする。

令和6年度 延岡市地域公共交通活性化協議会 予算書（補正後）

歳 入

(円)

款 項 目	予算額	前年度 予算額	比較	説明
1 負担金	0	0	0	
1 負担金	0	0	0	
1 負担金	0	0	0	
2 補助金	<u>2,308,900</u>	2,500,000	<u>▲191,100</u>	地域公共交通利便増進事業
1 補助金	<u>2,308,900</u>	2,500,000	<u>▲191,100</u>	
1 補助金	<u>2,308,900</u>	2,500,000	<u>▲191,100</u>	
3 繰越金	63	63	0	
1 繰越金	63	63	0	
1 繰越金	63	63	0	
4 諸収入	0	0	0	
1 諸収入	0	0	0	
1 諸収入	0	0	0	
計	<u>2,308,963</u>	2,500,063	<u>▲191,100</u>	

歳 出

(円)

款 項 目	予算額	前年度 予算額	比較	説明
1 運営費	0	0	0	
1 会議費	0	0	0	
1 会議費	0	0	0	
2 事務費	0	0	0	
1 事務費	0	0	0	
2 事業費	<u>2,308,900</u>	2,500,000	<u>▲191,100</u>	地域公共交通利便増進実施計画策 定に要する経費として延岡市へ支 払う。
1 事業費	<u>2,308,900</u>	2,500,000	<u>▲191,100</u>	
1 事業費	<u>2,308,900</u>	2,500,000	<u>▲191,100</u>	
3 予備費	0	0	0	
1 予備費	0	0	0	
1 予備費	0	0	0	
計	<u>2,308,900</u>	2,500,000	<u>▲191,100</u>	

※当協議会名義の口座内には平成24年より引き継いでいる残金63円があるため、繰越金として扱う予定。

延岡市地域公共交通活性化協議会
会長 吉岡 修 殿

九 州 運 輸 局 長
(公 印 省 略)

令和6年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金
(地域公共交通利便増進事業) 交付決定通知書

令和6年7月12日付けで申請のあった「令和6年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金(地域公共交通利便増進事業)」については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第6条の規定により、令和6年8月6日付け国総地第109号をもって国土交通大臣が下記のとおり交付することを決定したので、同法第8条の規定により通知する。

記

1. 補助対象事業

地域公共交通利便増進事業(利便増進計画策定事業)
※内容別紙

2. 補助対象経費及び補助金額は、次のとおりとする。

補助対象経費	金	4,617,800 円
補助金の額	金	2,308,900 円

3. 補助対象事業については、当該補助対象事業に係る地域公共交通利便増進事業の実施に関する計画に即して実施するものとする。

4. 補助対象事業者は、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に定めるところに従わなければならない。

(別紙)

令和6年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金
(地域公共交通利便増進事業(利便増進計画策定事業)) 交付決定事業

補助対象事業者名 : 延岡市地域公共交通活性化協議会

(単位: 円)

補助対象事業の名称及び内容	補助対象事業の着手 及び完了予定日	補助対象経費	補助金額
【名称】 延岡市地域公共交通利便増進実施 計画策定業務 【内容】 ・市内全路線に関する分析・整理 ・利便増進実施計画(案)の作成 ・地域公共交通計画の改定 ・法定協議会の開催	着手予定日: 交付決定日以降 完了予定日: 令和7年3月31日	4,617,800	2,308,900

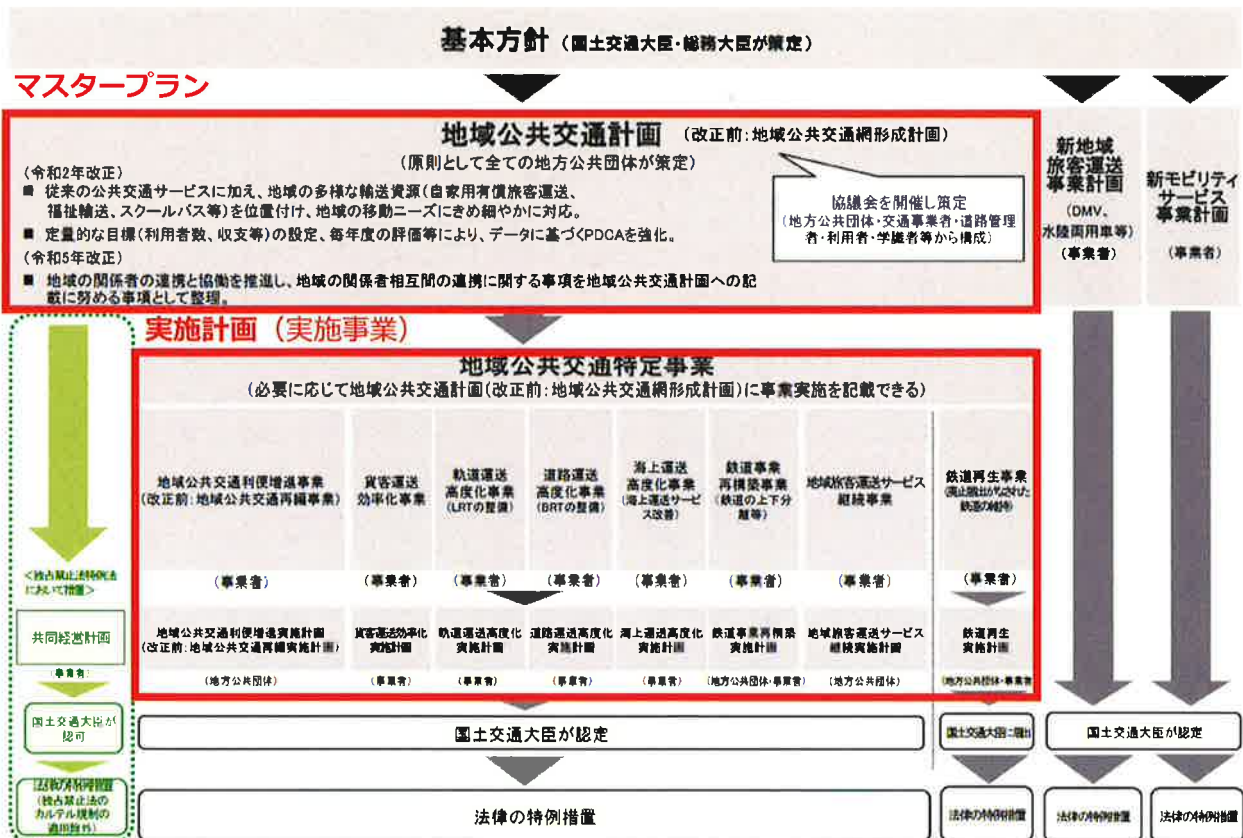
協議事項3 延岡市地域公共交通利便増進実施計画の内容について

当協議会及び延岡市では、令和5年度に「延岡市地域公共交通計画」を策定し、関係者と連携しながら各種事業の実現に取り組むこととしました。このうち、バス路線網の見直し等により公共交通を再編する取組については、国が定める地域公共交通利便増進事業（以下「利便増進事業」という。）の活用を定めており、今年度、実施計画となる「延岡市地域公共交通利便増進実施計画（以下「利便増進計画」という。）」の作成を予定しています。

1 地域公共交通利便増進実施計画とは

- 利便増進事業は、地方公共団体が中心となって地域公共交通網の整備を図るために行う事業であり、地域における公共交通ネットワークの再編を行う取組に加え、運賃・ダイヤなどの見直しも含め、「利用者の利便増進に資する取組」を行う取組です。
- 地方公共団体は、地域公共交通計画において利便増進事業の概要を定めた上で、利便増進事業を実施しようとする者等の同意を得て、実施計画となる「利便増進計画」を作成し、国土交通大臣の認定を申請することが可能です。

【参考】交通計画と利便増進計画の関係



2 計画策定で期待される効果

(1) 補助制度上の優遇措置

- 路線バスやコミュニティバス・乗合タクシーの運行費に係る補助制度（地域公共交通確保維持改善事業）における要件緩和（輸送量要件 15～150 人/日の緩和等）や国庫補助上限額の引き上げなどの優遇措置を受けることができます。

〈例：地域内フィーダー系統の国庫補助上限額の引き上げ〉

- 地域公共交通計画を策定した場合の算定式
対象人口 × 120円 + 560万円（定額）
 - 地域公共交通利便増進実施計画の認定を受けた場合の算定式
対象人口 × 240円 + 660万円（定額）

(2) 国による支援内容の充実

- 利便増進計画に基づく「利用促進」及び「事業評価」に必要な経費（補助金交付対象に限る）について、予算の範囲内で補助（補助率 1/2）を受けることが可能となります。

〈利便増進計画推進事業の内容〉

- 利用促進に係る事業
 - ・ 公共交通マップ、総合時刻表等の作成に要する経費
 - ・ 公共交通、乗継情報等の提供に要する経費
 - ・ 割引運賃設定、企画切符発行等に要する経費
 - （割引運賃の設定に伴う減収分の補填については含まない）
 - ・ 地域におけるワークショップの開催に要する経費
 - ・ モビリティマネジメントの実施に要する経費
 - 計画の達成状況等の評価に係る事業
 - ・ 効果検証のためのOD調査や満足度調査等のフォローアップ調査費
 - ・ 協議会開催等の事務費

※このほか、車両購入やデマ
ンド型交通導入、航路転
換、地域鉄道等の支援あり

(3) 手続きのワンストップ化

- 利便増進計画と道路運送法に基づく事業計画等を別々に申請する必要がなくなります。

(4) サービスの持続的な提供（国土交通大臣による勧告・命令）

- 正当な理由なく計画に定められた事業を実施していない場合には、国土交通大臣が勧告・命令を行い、事業の確実な実施が担保されます。

(5) 計画を阻害する行為の防止（※一般乗合旅客自動車運送事業のみ）

- 利便増進計画の維持が困難となり、かつ公衆の利便が著しく阻害されるおそれがある場合には、許認可の制限や実施方法の変更など、当該行為を制限することができます。

(6) 少量貨物の運送（※自家用有償旅客運送のみ）

- 旅客の運送に付随して、少量の貨物を運送することができます。

3 利便増進計画の作成項目

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき、利便増進計画として以下の項目を示します。

- ①実施区域
- ②事業の内容・実施主体
- ③地方公共団体による支援の内容
- ④実施予定期間
- ⑤事業実施に必要な資金の額・調達方法
- ⑥事業の効果
- ⑦地域公共交通計画に地域公共交通利便増進に関連して実施される事業が定められている場合には、当該事業に関する事項
- ⑧地域公共交通計画に都市機能の増進に必要な施設の立地の適正化に関する施策、観光の振興に関する施策その他の関係する施策との連携に関する事項が定められている場合には、当該連携に関する事項
- ⑨その他地域公共交通利便増進事業の運営に重大な関係を有する事項がある場合にはその事項

事業の内容・実施主体については、以下のとおり検討しています。

今後の地域公共交通会議及び地域公共交通活性化協議会において随時報告いたします。

(1) 利便増進計画の作成

バス・タクシー事業者等や沿線地域との協議を行いながら、以下(2)～(4)の具体的な事業内容について検討し、「延岡市地域公共交通利便増進実施計画」の作成に取り組みます。

(2) 北部まちなか循環バス・南部まちなか循環バスの再実証運行

北部・南部まちなか循環バスの実証運行は令和2年度～3年度に行いましたが、利用者から「今回の時期は感染者も多く出た（コロナ禍の影響があった）ので、乗車人数が少なかった」との意見があり、今年度、北部・南部まちなか循環バスの再実証運行を検討します。

(3) バス運転士不足に対応するための市内バス路線の見直し

バス運転士の減少・高齢化の深刻化が全国的な問題となっています。宮崎交通（株）延岡営業所においても運転士不足が続き、市内バス路線の維持が危ぶまれる状況にあります。これを受け、利用者数が少なくなっているバス路線（補助対象路線）はタクシー事業者等へのサービス転換を検討し、地域交通サービスの維持を図るための方策を検討します。なお、今年度は循環バス実証運行に合わせて一部路線の見直しを行い、来年度以降、バス・タクシー事業者等の共存や補完を踏まえながら継続的に取り組んでいきます。

(4) 南部乗合タクシーの延伸検討

南部まちなか循環バスの運行に伴い、現在、塩浜3丁目まで運行している南部乗合タクシー4路線について、南部まちなか循環バスと接続できるようルート延伸を検討します。

(5) コミュニティバス・乗合タクシーの改善検討

昨年までと同様、沿線地域より改善を求める意見が挙がっている路線について、ルートや時刻等の変更について検討し、協議が整ったものについては順次実施していきます。

4 計画策定スケジュール

